

# やめようゾーン



**メールや掲示板の発信者はわかる**  
 メールを集中して送りつける、掲示板で中傷する、個人情報や画像を掲載する。  
 左のマンガの例のように、誰なのかはわからないと思っても、実は送った人や書いた人は特定できる。ケータイはインターネットでつながっているのだから、悪意ある人を追跡することができるんだ。

**なぜ発信者がわかるのか?**  
 パソコンにはそれぞれ違った「IPアドレス」が振られていて、携帯電話にはそれぞれ違った「個人識別番号」が振られている。その「IPアドレス」や「個人識別番号」とアクセス時刻などの記録があれば、発信者までさかのぼることができる。

**アドバイス**  
 「自分がしてもらってうれしいことをする」「自分がされてイヤなことはしない」という相手のことを思いやる気持ちを忘れないようにしてください。  
 会話より文字はキツく感じるもの。言葉ひとつひとつを大事にすれば文章力アップにもなる。

**女子中学生が掲示板で中傷**  
 2007年4月  
 「学校裏サイト」と呼ばれる掲示板で、女子生徒(13)の実名をあげた中傷書きこみを消さずに放置するなどして、掲示板管理者を書類送検。また、女子生徒と同学年で、別の中学校に通う女子生徒(13)を児童相談所に通告。

**男子中学生2人が中傷メール**  
 2007年2月  
 女子中学生の携帯電話に自宅のパソコンから約700回メールを送ったとして、群馬県警が県立防犯対策センターで逮捕。送付元がわからないようにウェブメールを使い「ばれないと思ってやった」と供述。

**ネット中傷 中高生中心に相談急増**  
 インターネット上の書きこみに関連し、警察が名誉毀損容疑で摘発したのは2002～2006年で毎年数十件で、2007年1～6月も42件。ネットの手軽さから罪の意識が薄く、内容も過激になりがち。

**誰かが見ているよ!**  
 いじめはとてども  
 恥ずかしいこと  
**ケータイいじめ**

**「名誉毀損」**  
 人の周囲からの評判を悪くするような発言・書きこみをする。周囲からの評判を下げることをねらって、ある程度多くの人に伝わるような形で、発言や書きこみをする人が多い。友達と2人でこっそり誰かの悪口をいうことは、名誉毀損にあたらない。

**「プロバイダ責任制限法」**  
 プロバイダや掲示板の管理者が、適法な情報を違法な情報と間違えて削除してしまった場合でも、一定の場合には、責任を負わないようにした法律。これにより、プロバイダや掲示板の管理者は、情報はよく削除できる。名誉毀損など人の権利を侵害する書きこみをされた被害者が、書きこみをした犯人を突き止めるために、プロバイダ等に対して犯人の情報を教えるよう求めることができる。この制度についても規定している。

**書きこみを消してもらうか、それとも無視するか**  
 消してもらうか無視するのは、1つ1つ見ないと判断が難しい。個人が特定できる悪質な書きこみは、保護者や先生と相談して掲示板管理者やサイト管理者、プロバイダ等に連絡して、消してもらおう。一方、無視することも勇氣ある方法で、時間がたつと書いた人も冷静になって飽きてくるもの。

**「名譽毀損」**

**「プロバイダ責任制限法」**

**●書きこみを消してもらうか、それとも無視するか**

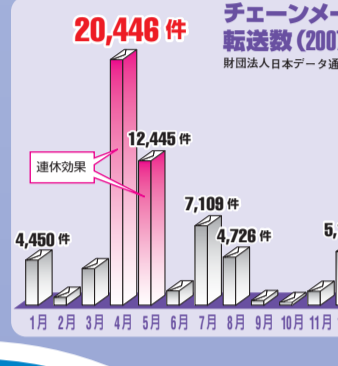
# 簡単に信じないで... 無視しようゾーン

**チェーンメール**  
 簡単に信じないで... テレビ番組発信? チェーンメール

**解説**  
 右のマンガのメールの例は「チェーンメールじゃないよ」と書いてあるけど、これはチェーンメール。テレビ番組「学校へ行こう! MAX」(TBS系列)とはまったく無関係。このようなメールへの注意の情報がホームページに書かれる場合が多いので、その番組のページを確かめてみよう。出典:TBS「チェーンメールにご注意ください!」  
<http://www.tbs.co.jp/gakkou/kokuti/maichui.html>

**アドバイス**  
 メール本文に「〇〇人以上に転送す

るように」と書かれていたら、それはチェーンメール。内容は「募金の案内」「子犬をもらってくださるかなど一人助けのような内容、幸せになれるおまじない、こわがらせる内容などもあります。自分がもらっても同じように困るもの。あなたがメールを止めても誰にもわかりません。今までのパケット代をとられたり、脅しにくることはないで、チェーンメールは止めてすてよう。自分で止めるのがイヤなら、チェーンメールの転送を受け付けている窓口もあるので利用しよう。



**チェーンメールで困ったら**  
 ■「撃退!」  
 チェーンメール携帯サイト  
<http://www.dekyo.or.jp/soudan/chain/mobile.html>  
 ■携帯用チェーンメール転送先アドレス  
 risu1@ezweb.ne.jp  
 dakef1@docomo.ne.jp  
 kuris1@t.vodafone.ne.jp  
 出典:財団法人日本データ通信協会



# 見直しゾーン

**そんなに大切? ケータイ依存 キケンな目に あうこともある...**

**解説**  
 楽しいコミュニケーションツールのはずのメールと電話。ついつい夢中になって時間が長くなる。いつでもどこでもケータイを離したくない気持ちはわかるけれど...

**アドバイス**  
 メール返信を早くしないと友だちに心配をかける、嫌われる、と思うかもしれない。文字だけでは本当の気持ちが伝わりにくいので、電話したり直接会って話すことも忘れないう。忙しい時は無理してメールしなくていい。  
 車を運転中に携帯電話を使うことは運転が危なくなるから交通違反となる。同じように、階段途中や自転車で乗りながら、メールチェックしたりすると、周りが目に入らなくなることがあるよ。危険なケータイ利用はやめよう。  
 きっぱりケータイから離れる時間をつくろう。

**10代はメールの止めどきが悩み**  
 NTTドコモモバイル社会研究所によると、子どもたちの間には、「30分ルール」という暗黙のルールがある。「友だちとのメールの返信をするタイミングがわからないが、どうしたらいいか」という悩みが多い。返信に30分かかると、85%の子が遅いと感じ、65%は15分でも遅いと感じるといいます。子どもたちは相手は返してこないのはあまり気にしておらず、自分が返さないことは気にしている傾向がある。「30分以内に返信を出さないと相手は嫌っていること」だから、嫌っていない証拠のために一生懸命返す。時間の感覚やメールに対する感覚に、大人と大きな違いが見られる。  
 出典:高橋暁子/INTERNET Watch、2008/1/24「10代のネット利用を追う」より



**家族と話し合って、利用のルールを決めよう**  
 (家庭でのルール例)

- ・自宅内では居間で使うこと
- ・食事中や懇談中、深夜には使用しないこと
- ・一定の金額以上は使わないこと
- ・学校での使用については学校のルールに従うこと
- ・他人を傷つような使い方をしないこと
- ・送信者不明のメールや知らない者からのメールが来た場合は速やかに親に報告すること
- ・ルール違反や携帯電話の使用によって生活に支障が生じている場合には携帯電話の利用を停止すること

出典:2006年12月、警察庁「パッチャル社会のたまたま弊害から子どもを守る研究会」報告書より

# キケンゾーン

**プロフ、ゲーム、メル友、ブログ かくれたワナ! 本当に友だちなのか?**



# コミュニティサイト

**解説**  
 同じ趣味をもった人が集うサイトなら、きっと気の合う友だちが見つかる、それに、怪しそうな出会い系サイトじゃないから安心と思うのは落とし穴。相手は同世代の同性かと思っていれば、そうでなかったり、カレシとして付き合っているつもりで、名前や学校名を教えたと思ったら、暴行、誘拐、恐喝などの事件に巻きこまれたりするかもしれない。

**アドバイス**  
 自分は絶対に大丈夫と思わないで。「自分の情報を教えること=危険なこと」そして「会うこと=もっと危険なこと」と思しましょう。はじめやさしいのは、相手の狙いだったりする。ケータイで素敵な出会いを求めないで。また、お金をあげるからと写真や自分のものを送らせる手口もある。特に顔がわかる写真は危険で、一度ネットに流れた写真は、あちこちに載せられたり加工されたりして、取り戻すことはほとんどできないんだ。

**メル友募集サイトで知り合った男性に車で連れ回される**  
 2006年10月  
 女子小学生(12)が行方不明になり、3日後に保護された。メル友募集サイトで知り合った男性(31)と待ち合わせした後、車で連れ回された。サイトで出会った人は最初はやさしくしてくれるかもしれないが、あとで暴力をふるわれたり殺されたりする危険がある。また、子どもを連れ回すことは犯罪にもなり、この男性は逮捕された。

# クリック詐欺

**解説&アドバイス**  
 これは詐欺! クリックしただけで利用料金の5万円は発生しないから大丈夫。すぐに何万円もお金を振り込ませるのは詐欺なので、正直に保護者や先生に相談しよう。送られてきたメールは無視して返信もしないように。返信することでさらに脅されることもある。クリックしただけでは、IPアドレス等から氏名や住所等の個人情報は特定できないので、脅されてもあわてないで。



**「電子契約法」**  
 申し込みの確認画面がない場合には、操作ミスで入力してしまった申込みなどの無効を主張できる。